

## 松阪市の学校給食費について

平素は、松阪市の学校給食にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

また、ご入園、ご入学、ご進級おめでとうございます。今年度も安全安心な学校給食の実施のために、保護者の皆様へ学校給食についての基本的なルールを下記の通りお知らせいたします。

松阪市の学校給食は各学校、幼稚園にて年間183回実施されます。

給食費は、表の通りです。

| 区 分              | 月額給食費  | 基準額  |
|------------------|--------|------|
| 低学年<br>(1年生～3年生) | 4,400円 | 264円 |
| 高学年<br>(4年生～6年生) | 4,500円 | 270円 |
| 中 学 校            | 4,800円 | 289円 |
| 幼 稚 園            | 4,400円 | 264円 |

※年間を通して、学校（幼稚園）全体で183回に満たない場合は、減額または返金対応となり、特定の学年やクラスのみが183回に満たない場合は、デザート等で欠食対応となります。また、年間を通して183回以上給食を実施した場合は、「基準額×日数分」を追加徴収させていただきます。

### ◎突発的給食未実施への対応

台風や学級閉鎖等、学校給食は発注した食材を急に止める事ができないため、給食実施日が急に欠食になっても給食実施回数に含み、返金はいしません。

#### 【台風】

・当日朝5時に「特別警報」「暴風（雪）警報」が発令されていた場合、その時点で給食を中止します。なお、当日朝5時より前に明らかに「特別警報」「暴風（雪）警報」が予測される場合は、その時点で給食を中止します。

#### 【学級閉鎖等】

- ・閉鎖初日とその翌日（休日ならその翌日）における欠食対応は行いません。
- ・閉鎖初日とその翌日（休日ならその翌日）以降にも欠食がある場合は、「以降の欠食日数/2×1食単価」相当をデザート等で、学級学年単位で対応いたします。

《例》学級閉鎖が3日間あった場合

閉鎖初日

翌日

翌々日

欠食対応なし

欠食対応なし

1/2日分×1食単価の欠食対応

### ◎中学校3年生の給食費

中学校3年生は、3月の給食回数が少なくなるため、年間の給食回数を167回とし、3月の徴収は行いません。

### ◎幼稚園3歳児の給食費

幼稚園3歳児は、入園に伴い欠食が生じるクラスについて、基準額に入園に伴う欠食日をかけた額を月額から差し引いて徴収します。

また、年間の給食回数を167回とし、4月の徴収は行わない幼稚園もありますので、各幼稚園にご確認ください。

### ◎給食費の日割り計算について

#### ①病気等による欠食の場合（長期欠食）

食べない期間が引き続き1週間（休日を含む）を超える場合、食べない分の給食回数に基準額をかけた額を返金します。食べない旨を届け出ていただいた日が基準日となりますので、必ず届け出ていただきますようお願いいたします。届け出ていただいた日を含み1週間（月をまたいだ場合も含む）の給食実施分の返金は出来ません。なお、返金額が月額給食費を超える場合は、月額給食費を上限とします。

#### ②月の途中で転入転出があった場合

転入の場合、基準額に転入後の給食回数をかけた額をその月の給食費とします。また転出の場合、基準額に転出までの給食回数をかけた額をその月の給食費とします。

なお、その額が月額給食費を超える場合は、月額給食費を上限とします。